

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区） 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2103304 号
令和 3 年 3 月 30 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 1 月 12 日付け令 02 原機(大安)095 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づき申請された大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

なお、原子炉等規制法第 37 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、運転中の原子炉については、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を、廃止措置中の原子炉については、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））（以下これらを総称して「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 37 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

II. 申請の概要

本申請での大洗研究所（南地区）原子炉施設（以下「本原子炉施設」という。）に係る保安規定の変更の内容は、以下のとおりである。

1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）の一部改正に伴う変更

線量告示の一部改正を踏まえて、放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を変更する。

2. 個人線量計の区分の明確化

個人線量計について、個人の被ばく管理又は作業管理を目的とする線量計を補助線量計とし、また、放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする線量計を基本線量計とする区分変更を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－1. 原子炉等規制法第37条第2項第1号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める放射線管理等が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下のとおり、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号（線量、線量当量、汚染の除去等）

試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号に関する審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、試験炉規則第15条第1項第9号及び同条第2項第10号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ①線量告示の一部改正に基づく放射線業務従事者の眼の水晶体に係る線量限度が定められていること
- ②個人の被ばく管理又は作業管理等を行う目的で個人線量計の区分を明確化し、放射線業務従事者が受ける線量限度を超えないための措置が定められていること

なお、上記のほか、文書名の変更、用語の見直し等の記載の適正化がなされた事項について、適切に反映されていることを確認した。